

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県芸術文化協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「アーツカウンシルみやざき」機能拡充事業	文化芸術の高い専門性をもつスタッフによる支援機関である「アーツカウンシルみやざき」の設置及び文化芸術活動へのアドバイス等の支援業務の委託	10,107,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、県民の文化活動が継続し、活性化するための文化活動を支える支援機関を設置するとともに、同機関による支援業務を委託するものである。 宮崎県芸術文化協会は、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者であり、このような文化に関する総合的な団体は、同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	総合政策部 みやざき文化振興課
2	文化芸術との縁をつなぐ「ひなたの縁側プロジェクト」実施に向けた検討業務	新たな事業(案)において使用する「縁側」というモチーフの具体的な概念の整理や事業のより有効な在り方等についての調査・研究業務の委託	518,000	第167条の2第1項第2号	(公財)宮崎県芸術文化協会は、加盟団体をはじめ、県民芸術祭等を通じて様々な文化芸術団体とつながりを持っている。また、令和元年には同協会内に文化芸術の専門機関である「アーツカウンシルみやざき」を設置しており、相談支援や調査研究、政策提言など、多様な機能を有している。 本事業の目的を十分に達成するためには、専門的な見地からの概念等の整理や多様な主体との連携など、県の文化芸術の将来像について積極的に検討できる者が主体となる必要があり、この要件を満たすのは、アーツカウンシルを擁し、県内で唯一の文化芸術に関する総合的な団体である同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	総合政策部 みやざき文化振興課